

新宮町子育て支援計画（後期計画）

計画の背景と目的

本町では、平成17年3月に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画として、「新宮町子育て支援計画」を策定しました。この計画は、これまで数々の子育て支援策を行ってきたにもかかわらず、なおも進行する少子化への対策として、国がこれまでの取り組みを見直すと同時に、新たに「子育ての社会化」という考え方を導入して、市町村にその策定を義務づけた計画で、平成17年度から21年度までの5年間を計画期間とする前期計画として、期間満了を迎えようとしています。



そこで、本町においても、国の新しい動向と前期計画の進捗状況を踏まえつつ、より総合的に、また行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、町民全員がそれぞれの立場で、少子化時代の子育て環境づくりに取り組むべく、ここにその指針としての「新宮町次世代育成支援後期行動計画」を策定することとしました。

計画期間

平成22年度から平成26年度まで（5ヵ年の計画）

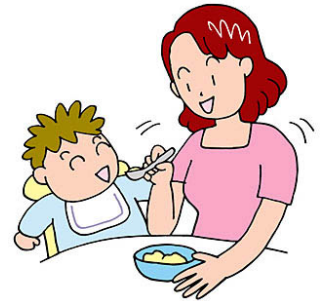
計画の基本理念

地域とともに育む子どもと新宮の未来

「子育ての基本は“家庭”にあり」これは誰しも認める紛れもない事実です。親がしっかりと責任を持って子育てに取り組んでこそ、健やかな子どもの成長が期待できることは言うまでもありません。

しかしながら近年、核家族化をはじめ女性の社会進出、子育てと仕事の両立を求める人々の増大など、もはや家庭だけで子育てを行うことには、一定の限界があります。

子育て中の親にとっては、行政や保育機関に対する期待がますます高まっています。行政も一定の支援が必要ですが、多様な住民ニーズへのきめ細かな対応の必要性や危機的な財政状況を考えると、行政だけで子育て問題を解決することは困難な状況になってきています。

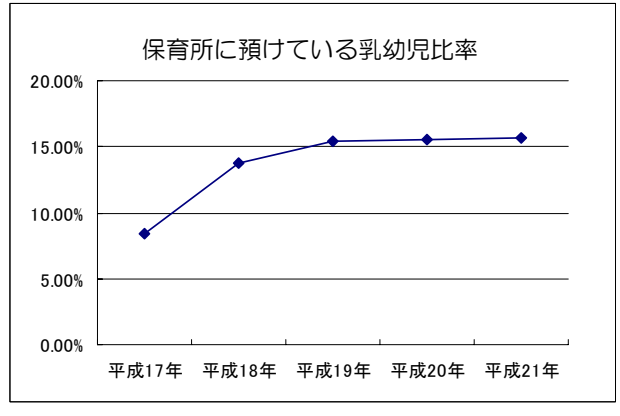
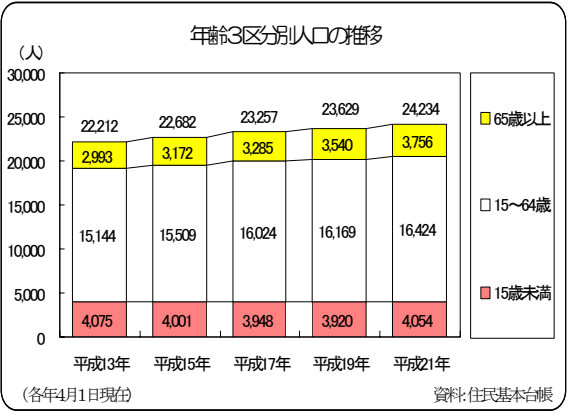
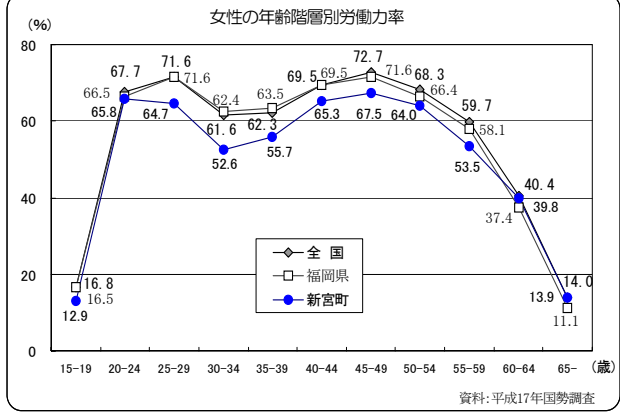
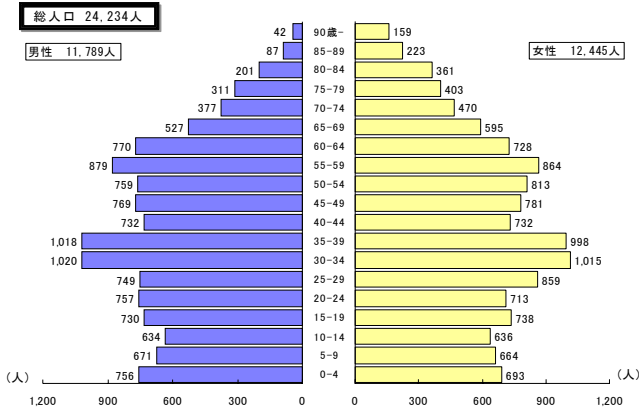


今、子育ては地域の力を必要としています。子どもの声が地域に響けば明るい新宮の未来が見えてきます。少子化が進む中、今の子どもたちは次代を担う町の大切な宝です。子育て家庭を地域や町全体で温かく見守り、必要に応じ手助けをしたり、元気づけたりしていくことが重要です。

そして、子育てを通じて、子どもはもちろんのこと、親や地域、町も育っていく。住民一人ひとりが積極的に子育てに関わり、子育てを通じて新しいコミュニティを形成していく。そんなまちづくりを目指し、本計画においても前計画の基本理念を継承することと。



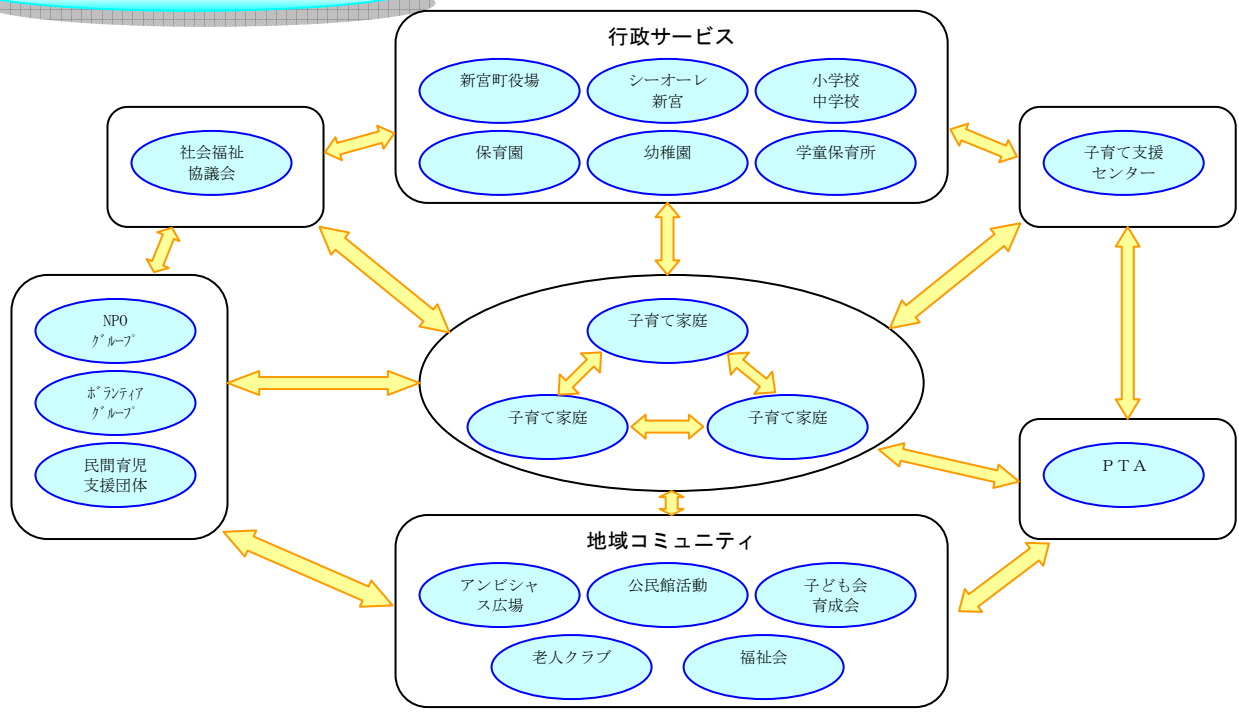
町の現状



緩やかな高齢化の傾向にありますが、30歳台の人口が多いことから子育て世代が多いということが推測されます。

女性の労働力率の低さ、保育所に預けている乳幼児比率、保育施設のニーズが高いことが推測されます。

子育て支援環境のイメージ



計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標値を設定することとします。

基本理念

基本目標

基本目標達成のために必要な条件

地域とともに育む子どもと新宮の未来

1 子どもが健やかに育つことができるまちづくり

- (1) 子どもの基本的な生活習慣を整え、病気や事故を予防できる
- (2) 子どもの学校生活が充実している
- (3) 子どもが様々な活動や体験をすることができる
- (4) 子どもの人権が守られている
- (5) 障がい児に対する支援が充実している

2 安心してゆとりを持って子どもを育てることができるまちづくり

- (1) 健康で安全な妊娠と出産ができる
- (2) 育児等について気軽に相談でき、情報が得られる
- (3) 安心して子どもを預けられる場所がある
- (4) 家族で協力して子育てができる
- (5) 子育てのための経済的負担が軽減される

3 地域ぐるみで子育てを支えることができるまちづくり

- (1) 地域の子育て支援ネットワークが構築されている
- (2) 地域の人々との交流ができる
- (3) 子育てと仕事の両立ができる社会環境が整備されている
- (4) 子ども連れでも外出しやすいまちづくりが行われている
- (5) 子どもの安全に配慮された地域社会が形成されている

4 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

- (1) 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけることができる
- (2) 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくることができる
- (3) 社会の一員としての自覚と責任を持ち、親になる準備ができる

施策の実施と目標事業量

評 価 指 標	現 状 値	目 標 値
		平成 26 年度
朝食を毎日食べる子どもの割合 (就学前児童) (小学校児童)	84.2% 93.5%	100% 100%
夜 9 時までに寝る就学前児童の割合	35.9%	増やす
夜 10 時までに寝る小学校児童の割合	77.5%	増やす
体を使った遊びをする就学前児童の割合	78.0%	増やす
週 4 日以上外遊びをする小学校児童の割合	46.4%	増やす
家族間でコミュニケーションができていると思う家庭の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	92.9% 88.4%	100% 100%
乳幼児健康診査、相談の受診率※ (4 か月児) (7 か月児) (1 歳 6 か月児) (3 歳児)	96.6% 92.8% 95.1% 95.5%	100% 100% 100% 100%
予防接種率※ (BCG) (麻疹風しん)	99.7% 90.3%	100% 100%
むし歯有病者率 (1 歳 6 か月児) (3 歳児)	4.2% 18.8%	下げる 下げる
子どものかかりつけ医をもつ就学前児童のいる家庭の割合	92.8%	100%
子どもの事故防止のための取り組みを行っている就学前児童のいる家庭の割合	98.1%	100%
保護者の学校行事への参加率 (小学生) (中学生)	—	上げる
地域活動やグループ活動に参加したことがある子どもの割合 (小学生) (中学生)	65.0% —	増やす 増やす
「児童の権利に関する条約」を知っている町民の割合	—	増やす
障がい児を受け入れている保育所の数※	2 か所	2 か所
障がい児の受け入れを行う学童保育所の数※	3 小学校区	3 小学校区
妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率	90.2%	上げる
低体重児出生率	8.34%	下げる
子育てサークル等に参加している就学前児童の保護者の割合	8.2%	増やす
子育てが楽しい保護者の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	92.0% 87.1%	増やす 増やす
地域子育て支援センターの開所日数※	月 2 回	週 5 回
地域子育て支援センターを利用したことがある就学前児童の保護者の割合	12.4%	増やす
安心して子どもを預けられる場所が身近にあると思う保護者の割合	—	増やす
ファミリーサポートセンターの数※	0 か所	1 か所
家族で十分協力して子育てをしている家庭の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	43.2% 32.2%	増やす 増やす
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	79.7% 67.3%	増やす 増やす
子育てをする上での悩みとして「子育てで出費がかさむ」をあげた保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	24.3% 31.1%	減らす 減らす
地域の人から声をかけられることがある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	76.1% 76.4%	増やす 増やす
周囲の人(近隣、友人等)に支えてもらって子育てをしているという実感がある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	67.9% 75.4%	増やす 増やす
子育て支援ボランティアの数	6	増やす
育成会の行事に参加している子育て家庭の割合	—	増やす
認可保育所の待機児童数※	8 人	減らす
延長保育・預かり保育の実施か所数※	2 か所	3 か所
病後児保育の登録者※	22 人	50 人
学童保育所の設置数と登録者数※ (設置数) (登録者数)	3 小学校区 147 人	3 小学校区 230 人
育児休業取得率 (就学前児童の父親) (就学前児童の母親)	0.4% 15.8%	上げる 上げる
おむつ交換所が設置されている町の施設数※	5 か所	7 か所
子育て応援の店に認定された施設数	43 か所	80 か所
近くに安心して遊べる場所がある小学校児童の割合	59.0%	増やす
子ども 110 番の家の設置件数※	—	増やす
スクールカウンセラーが配置されている学校数※	1 校	3 校

※現状値は、ニーズ調査結果及び各担当課で把握している数値(以下、同じ)。

※評価指標のうち、末尾に*印のついた指標は、行政活動のプロセスや結果(アウトプット)に着目したもので、毎年度点検・評価を行うこととします(以下、同じ)